

地域精神科医療提供機能（かかりつけ医機能）及び 地域連携拠点機能の医療機能基準

地域精神科医療提供機能（かかりつけ医機能）

- 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療，訪問診療を含む）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保できる。
- 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ることができる。
- 医療機関（救急医療、周産期医療を含む）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供することができる。

地域連携拠点機能

- 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療，訪問診療を含む）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保できる。
- 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ることができる。
- 医療機関（救急医療、周産期医療を含む）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供することができる。
- 地域連携会議の運営支援を行うことができる。
- 積極的な情報発信を行うことができる。
- 多職種による研修を企画・実施することができる。
- 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うことができる。